

## 相互協議の手続について（事務運営指針）新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、新設又は改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1 (省略)</p> <p>第2 居住者・内国法人等からの申立てに係る相互協議</p> <p>3～7 (省略)</p> <p>8 徴収猶予(地方税)に係る都道府県への通知</p> <p>(1) 我が国において移転価格課税を受けたことを理由として、内国法人が3に掲げる相互協議の申立てをした場合(我が国において移転価格課税を受けたことを理由として、外国法人が相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てをし、かつ、当該相手国等の権限ある当局から24に掲げる相互協議の申入れがあった場合を含む。)の処理は、次による。</p> <p>イ・ロ (省略)</p> <p>ハ 庁相互協議室は、庁主管課からロの通知を受けた場合には、当該通知に係る内国法人(当該内国法人が連結法人である場合は、相互協議の申立ての対象となる取引の当事者である連結親法人又は連結子法人)又は外国法人の事務所又は事業所(二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、その主たる事務所又は事業所)の所在地の都道府県税務課に、次の事項を通知する。</p> <p>①・② (省略)</p> <p>③ 当該内国法人(連結法人の場合は、当該申立ての対象の取引の当事者である連結親法人又は連結子法人)又は外国法人の名称、代表者、<u>事務所又は事業所</u>(二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、その主たる事務所又は事業所)の所在地<u>及び法人番号</u></p>	<p>第1 (同左)</p> <p>第2 居住者・内国法人等からの申立てに係る相互協議</p> <p>3～7 (同左)</p> <p>8 徴収猶予(地方税)に係る都道府県への通知</p> <p>(1) 我が国において移転価格課税を受けたことを理由として、内国法人が3に掲げる相互協議の申立てをした場合(我が国において移転価格課税を受けたことを理由として、外国法人が相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てをし、かつ、当該相手国等の権限ある当局から24に掲げる相互協議の申入れがあった場合を含む。)の処理は、次による。</p> <p>イ・ロ (同左)</p> <p>ハ 庁相互協議室は、庁主管課からロの通知を受けた場合には、当該通知に係る内国法人(当該内国法人が連結法人である場合は、相互協議の申立ての対象となる取引の当事者である連結親法人又は連結子法人)又は外国法人の事務所又は事業所(二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、その主たる事務所又は事業所)の所在地の都道府県税務課に、次の事項を通知する。</p> <p>①・② (同左)</p> <p>③ 当該内国法人(連結法人の場合は、当該申立ての対象の取引の当事者である連結親法人又は連結子法人)又は外国法人の名称、代表者<u>及び事務所又は事業所</u>(二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、その主たる事務所又は事業所)の所在地</p>

改正後	改正前
<p>④～⑥ (省略)</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(2) (1)の相互協議の合意が行われた場合(当該合意の内容が相互協議申立てに係る更正決定額を変更するものでない場合を除く。)の処理は、次による。</p> <p>イ・ロ (省略)</p> <p>ハ 庁相互協議室は、庁主管課からロの通知を受けた場合には、当該通知に係る内国法人(当該内国法人が連結法人である場合は、当該通知に係る相互協議の申立ての対象となる取引の当事者である連結親法人又は連結子法人)又は外国法人の事務所又は事業所(二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、その主たる事務所又は事業所)の所在地の都道府県税務課に次の事項を通知する。</p> <p>①・② (省略)</p> <p>③ 当該内国法人又は外国法人の名称、代表者、<u>事務所又は事業所</u>(二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、その主たる事務所又は事業所)の所在地<u>及び法人番号</u></p> <p>④～⑥ (省略)</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(3) (1)の相互協議の合意において当該合意の内容が相互協議申立てに係る更正決定額を変更するものでない場合又は(1)の相互協議を終了した場合には、庁相互協議室は、当該相互協議に係る内国法人(当該内国法人が連結法人である場合には、当該相互協議の申立ての対象となる取引の当事者である連結親法人又は連結子法人)又は外国法人の事務所又は事業所(二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、その主たる事務所又は事業所)の所在地の都道府県税務課に次の事項を通知する。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 当該内国法人又は外国法人の名称、代表者、<u>事務所又は事業所</u>(二以上の都</p>	<p>④～⑥ (同左)</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(2) (1)の相互協議の合意が行われた場合(当該合意の内容が相互協議申立てに係る更正決定額を変更するものでない場合を除く。)の処理は、次による。</p> <p>イ・ロ (同左)</p> <p>ハ 庁相互協議室は、庁主管課からロの通知を受けた場合には、当該通知に係る内国法人(当該内国法人が連結法人である場合は、当該通知に係る相互協議の申立ての対象となる取引の当事者である連結親法人又は連結子法人)又は外国法人の事務所又は事業所(二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、その主たる事務所又は事業所)の所在地の都道府県税務課に次の事項を通知する。</p> <p>①・② (同左)</p> <p>③ 当該内国法人又は外国法人の名称、代表者<u>及び事務所又は事業所</u>(二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、その主たる事務所又は事業所)の所在地</p> <p>④～⑥ (同左)</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(3) (1)の相互協議の合意において当該合意の内容が相互協議申立てに係る更正決定額を変更するものでない場合又は(1)の相互協議を終了した場合には、庁相互協議室は、当該相互協議に係る内国法人(当該内国法人が連結法人である場合には、当該相互協議の申立ての対象となる取引の当事者である連結親法人又は連結子法人)又は外国法人の事務所又は事業所(二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、その主たる事務所又は事業所)の所在地の都道府県税務課に次の事項を通知する。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 当該内国法人又は外国法人の名称、代表者<u>及び事務所又は事業所</u>(二以上の</p>

改正後	改正前
<p>道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、その主たる事務所又は事業所)の所在地及び法人番号</p> <p>ハ～ホ (省略)</p> <p>(注) (省略)</p> <p>9～22 (省略)</p> <p>第3 (省略)</p> <p>第4 (省略)</p> <p>第5 (省略)</p>	<p>都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、その主たる事務所又は事業所)の所在地</p> <p>ハ～ホ (同左)</p> <p>(注) (同左)</p> <p>9～22 (同左)</p> <p>第3 (同左)</p> <p>第4 (同左)</p> <p>第5 (同左)</p>

改正後

別紙様式1

相互協議申立書

※ 整理番号	
※ 連結グループ整理番号	

平成 年 月 日  国税庁長官 殿	申請人	(フリガナ)	
	□ □ 連 単	法人名又は氏名	印
		法人番号又は個人番号	<small>個人番号の空欄に当てはめては、右欄に印し、この欄に記入してください。</small>
	結 体	納 税 地	〒 - ( 局 署)
		(フリガナ)	
	親 法 人	法人の代表者氏名	印
		(フリガナ)	
	法 人	責任者氏名	(役職名)
		電話 ( ) - (内線 )	
	事 業 種 目		資 本 金 百万円

租税条約の規定に基づき、権限ある当局間の相互協議を申し立てます。

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 - ( 局 署)
	(フリガナ) 代表者氏名	
	責任者氏名	(役職名) 電話 ( ) -
	事 業 種 目	

相互協議申立ての理由 事前確認 我が国課税 相手国等課税 (課税年月日: 西暦 年 月 日) その他

相互協議の相手国等

国 外 関 連 者	名 称	
	本店所在地	
	申立ての対象となる取引等を有する国内の者との関係	
	相手国等での相互協議申立ての有無	<input type="checkbox"/> 有 (西暦 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無

申立ての対象となる所得金額等

(連結) 事業年度 (年分)	円換による表示 (我が国課税及び相手国等課税の場合)		相手国等通貨による表示 (相手国等課税の場合)	
	所得金額	税額	所得金額	税額
西暦 年 月 日 ~ 年 月 日	百万円	百万円	通貨単位	通貨単位
合 計				

租税特別措置法第 66 条の4の2(「国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予」第1項又は第 68 条の 88 の2 (「連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予」第1項)に規定する納税の猶予の希望の有無) 有 無

地方税法第 55 条の 2(「租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予」第 1 項等に規定する徴収猶予の希望の有無) 有 無

改正前

別紙様式1

相互協議申立書

※ 整理番号	
※ 連結グループ整理番号	

平成 年 月 日  国税庁長官 殿	申請人	(フリガナ)	
	□ □ 連 単	法人名又は氏名	印
		納 税 地	〒 - ( 局 署)
	結 体	(フリガナ)	
		法人の代表者氏名	印
	親 法 人	(フリガナ)	
		責任者氏名	(役職名)
	法 人	電話 ( ) - (内線 )	
		事 業 種 目	

租税条約の規定に基づき、権限ある当局間の相互協議を申し立てます。

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 - ( 局 署)
	(フリガナ) 代表者氏名	
	責任者氏名	(役職名) 電話 ( ) -
	事 業 種 目	

相互協議申立ての理由 事前確認 我が国課税 相手国等課税 (課税年月日: 西暦 年 月 日) その他

相互協議の相手国等

国 外 関 連 者	名 称	
	本店所在地	
	申立ての対象となる取引等を有する国内の者との関係	
	相手国等での相互協議申立ての有無	<input type="checkbox"/> 有 (西暦 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無

申立ての対象となる所得金額等

(連結) 事業年度 (年分)	円換による表示 (我が国課税及び相手国等課税の場合)		相手国等通貨による表示 (相手国等課税の場合)	
	所得金額	税額	所得金額	税額
西暦 年 月 日 ~ 年 月 日	百万円	百万円	通貨単位	通貨単位
合 計				

租税特別措置法第 66 条の4の2(「国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予」第1項又は第 68 条の 88 の2 (「連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予」第1項)に規定する納税の猶予の希望の有無) 有 無

地方税法第 55 条の 2(「租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予」第 1 項等に規定する徴収猶予の希望の有無) 有 無

改正後

(次業)

(申立ての対象となる事実の概要及び申立ての理由等)

(添付書類)

(連結子法人又は国外関連者が複数ある場合の追加記入欄)

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名		
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 -	( 局 署)
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		
	責 任 者 氏 名	(役職名) 電話 ( ) -	
	事 業 種 目		
国 外 関 連 者	名 称		
	本 店 所 在 地		
	申立ての対象となる取 引等を有する国内の者 との関係		
	相手国等での相互協議申立ての有無	<input type="checkbox"/> 有 (西暦 年 月 日)	<input type="checkbox"/> 無

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

税 理 士 署 名 押 印 \_\_\_\_\_ 印

※相互協議室処理欄	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( )
			<input type="checkbox"/> 未済	
	整理番号			
	備考			

改正前

(次業)

(申立ての対象となる事実の概要及び申立ての理由等)

(添付書類)

(連結子法人又は国外関連者が複数ある場合の追加記入欄)

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名		
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 -	( 局 署)
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		
	責 任 者 氏 名	(役職名) 電話 ( ) -	
	事 業 種 目		
国 外 関 連 者	名 称		
	本 店 所 在 地		
	申立ての対象となる取 引等を有する国内の者 との関係		
	相手国等での相互協議申立ての有無	<input type="checkbox"/> 有 (西暦 年 月 日)	<input type="checkbox"/> 無

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

税 理 士 署 名 押 印 \_\_\_\_\_ 印

※相互協議室処理欄	整理番号		備考	
-----------	------	--	----	--

改正後

相互協議申立書の記載要領等

1 この申立書は、租税条約の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令(昭和44年大蔵・自治省令第1号)以下、「租税条約等実施特例省令」といいます。第12条(租税条約の規定に適合しない課税に対する申立て等の手続)第1項若しくは第4項若しくは第13条(双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続)又は遺産、相続及び贈与に対する申立て等の特例等に関する省令(昭和44年大蔵省令第36号)以下、「租税条約等実施特例省令」といいます。第3条(二重課税に関する申立ての手続)第1項の規定に従って、我が国の居住者、内国法人、日本国籍を有する非居住者又は相続税法に規定する相続税又は贈与税の納税義務者が、我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との相互協議の申立てを行うときに使用します。

2 相互協議の申立てに当たっては、この申立書及び添付資料各1部を、国税庁相互協議室に提出してください。

3 各欄の記載は次によります。

- (1) 「申立法人」欄は、申立者が法人である場合のみ、「連結親法人」又は「単体法人」のいずれか一つを選択し、「レ」印等を記載してください。連結法人に係る申立人は「連結親法人」となります。
(2) 「法人番号又は個人番号」欄には、申立者の法人番号又は個人番号を記載してください。
(3) 「責任者氏名」欄は、この申立てに係る責任者の氏名、役職名及び電話番号を記載してください。
(4) 申立ての対象となる取引の当事者が「連結子法人」であるときには、「連結子法人」欄に、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地、法人名等を記載してください。

「連結法人」と「申立法人」との関係は、以下の通りとなります。「連結子法人」が複数ある場合には、次葉に記載してください。

Table with 4 columns: 相互協議の理由, 対象取引の当事者, 「申立法人」欄, 「連結子法人」欄. Rows include 課税・事前確認, 連結親法人, 連結子法人, and 記載不要/要記載.

- (5) 「国外関連者」欄には、この申立てが移転価格課税又は事前確認に係るものである場合に当該移転価格課税又は事前確認に係る国外関連者について記載してください。「国外関連者」が複数ある場合には、次葉に記載してください。
(6) 「申立ての対象となる所得金額等」欄は、我が国又は相手国等における課税により増加した所得金額及び税額(その事案が源泉徴収に関するものである場合には、源泉徴収対象金額及び税額。以下同じ。)を(連結)事業年度(年分)ごとに区分して記載してください。
(注) この申立てが相手国等における課税に係るものである場合には、その課税により増加する所得金額及び税額を(連結)事業年度終了の日(個人にあっては、その年の12月31日)における外国為替銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値(以下「電信売買相場の仲値」といいます。)により円換算し、その円換算額を相手国等通貨による金額と併せて記載してください。
(7) 相互協議の申立てが、我が国における移転価格課税に起因している場合、当該移転価格課税により納付すべき法人税の額(当該相互協議の申立てに係る相手国等の権限ある当局との間の相互協議の対象となるものに限ります。)及び当該法人税の額に係る加算税の額に係る納税の猶予申請についての希望の有無を記載してください。(なお、納税の猶予申請を行うに当たっては、別途、「納税の猶予申請書」等を提出する必要があります。)

また、地方税法第55条の2第1項等に規定する徴収猶予の申請についての希望の有無も記載してください(一つの税目でも徴収猶予の申請を希望する場合には「有」に「レ」印等を記載してください。なお、当該徴収猶予の申請を行うに当たっては、別途、申請書等を都道府県・市区町村に提出する必要があります。)

- (8) (次葉の「申立ての対象となる事実の概要及び申立ての理由等」欄)には、この申立ての対象となる事実、申立ての理由を、また「連結子法人又は国外関連者が複数ある場合の追加記入欄」には連結子法人又は国外関連者が複数ある場合に記載してください。

4 この申立書には次の資料を添付してください。なお、国税庁相互協議室は、次に掲げる資料以外にも相互協議の実施のために必要と認められる資料の提出を求めることがあります。

- (1) 申立てが我が国又は相手国等における課税に係るものである場合には、更正通知書等当該課税の事実を証する書類の写し、当該課税に係る事実関係の詳細及び当該課税に対する申立書又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面(課税に至っていない場合には、課税を受けるに至ると認められる事情の詳細及び当該事情に対する申立書又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面)
(2) 申立者又はその国外関連者が当該課税について不服申立て又は訴訟を行っている場合には、(1)に掲げる資料に加え、不服申立て又は訴訟を行っている旨及び申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面並びに不服申立書又は訴状の写し
(3) 当該課税が移転価格課税に係るものである場合には、(1)に掲げる資料に加え、当該申立ての対象となる取引の当事者間の直接若しくは間接の資本関係又は実質的支配関係を示す資料
(4) 申立てが租税条約等実施特例省令第13条(双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続)に係るものであり、かつ、租税条約又はこれに付属する政府間の取決めにおいて相互協議を行うに当たり考慮すべき事項が定められている場合には、(1)に掲げる資料に加え、その定められている事項に関する資料
(5) 申立者又はその国外関連者が相手国等の権限ある当局に相互協議の申立てを行っている場合には、その旨を証する書類の写し
(6) その他協議の参考となる資料

5 この申立書に添付する書類のうち外国語のものについては、日本語訳を添付してください。

6 国税庁相互協議室への連絡

- (1) この申立書又は添付書類その他の提出資料に誤り又は重要な変更があった場合には、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。
(2) 相手国等における課税処分、不服審査又は事前確認審査の進ちょく状況等については、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。

7 その他

- (1) 国税庁相互協議室では、相互協議の申立てについての事前相談に応じています(連絡先:相互協議第一係:03-3581-5451(代表))。
(2) 相互協議は、平成13年6月25日付官協1-39他7課共同「相互協議の手続について」(事務運営指針)により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手でき、また、国税庁のホームページ(http://www.nta.go.jp)でも閲覧できます。

改正前

相互協議申立書の記載要領等

1 この申立書は、租税条約の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令(昭和44年大蔵・自治省令第1号)以下、「租税条約等実施特例省令」といいます。第12条(租税条約の規定に適合しない課税に対する申立て等の手続)第1項若しくは第4項若しくは第13条(双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続)又は遺産、相続及び贈与に対する申立て等の特例等に関する省令(昭和44年大蔵省令第36号)以下、「租税条約等実施特例省令」といいます。第3条(二重課税に関する申立ての手続)第1項の規定に従って、我が国の居住者、内国法人、日本国籍を有する非居住者又は相続税法に規定する相続税又は贈与税の納税義務者が、我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との相互協議の申立てを行うときに使用します。

2 相互協議の申立てに当たっては、この申立書及び添付資料各1部を、国税庁相互協議室に提出してください。

3 各欄の記載は次によります。

- (1) 「申立法人」欄は、申立者が法人である場合のみ、「連結親法人」又は「単体法人」のいずれか一つを選択し、「レ」印等を記載してください。連結法人に係る申立人は「連結親法人」となります。
(2) 「責任者氏名」欄は、この申立てに係る責任者の氏名、役職名及び電話番号を記載してください。
(3) 申立ての対象となる取引の当事者が「連結子法人」であるときには、「連結子法人」欄に、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地、法人名等を記載してください。
「連結法人」と「申立法人」との関係は、以下の通りとなります。「連結子法人」が複数ある場合には、次葉に記載してください。

Table with 4 columns: 相互協議の理由, 対象取引の当事者, 「申立法人」欄, 「連結子法人」欄. Rows include 課税・事前確認, 連結親法人, 連結子法人, and 記載不要/要記載.

- (4) 「国外関連者」欄には、この申立てが移転価格課税又は事前確認に係るものである場合に当該移転価格課税又は事前確認に係る国外関連者について記載してください。「国外関連者」が複数ある場合には、次葉に記載してください。
(5) 「申立ての対象となる所得金額等」欄は、我が国又は相手国等における課税により増加した所得金額及び税額(その事案が源泉徴収に関するものである場合には、源泉徴収対象金額及び税額。以下同じ。)を(連結)事業年度(年分)ごとに区分して記載してください。
(注) この申立てが相手国等における課税に係るものである場合には、その課税により増加する所得金額及び税額を(連結)事業年度終了の日(個人にあっては、その年の12月31日)における外国為替銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値(以下「電信売買相場の仲値」といいます。)により円換算し、その円換算額を相手国等通貨による金額と併せて記載してください。
(6) 相互協議の申立てが、我が国における移転価格課税に起因している場合、当該移転価格課税により納付すべき法人税の額(当該相互協議の申立てに係る相手国等の権限ある当局との間の相互協議の対象となるものに限ります。)及び当該法人税の額に係る加算税の額に係る納税の猶予申請についての希望の有無を記載してください。(なお、納税の猶予申請を行うに当たっては、別途、「納税の猶予申請書」等を提出する必要があります。)

また、地方税法第55条の2第1項等に規定する徴収猶予の申請についての希望の有無も記載してください(一つの税目でも徴収猶予の申請を希望する場合には「有」に「レ」印等を記載してください。なお、当該徴収猶予の申請を行うに当たっては、別途、申請書等を都道府県・市区町村に提出する必要があります。)

- (7) (次葉の「申立ての対象となる事実の概要及び申立ての理由等」欄)には、この申立ての対象となる事実、申立ての理由を、また「連結子法人又は国外関連者が複数ある場合の追加記入欄」には連結子法人又は国外関連者が複数ある場合に記載してください。

4 この申立書には次の資料を添付してください。なお、国税庁相互協議室は、次に掲げる資料以外にも相互協議の実施のために必要と認められる資料の提出を求めることがあります。

- (1) 申立てが我が国又は相手国等における課税に係るものである場合には、更正通知書等当該課税の事実を証する書類の写し、当該課税に係る事実関係の詳細及び当該課税に対する申立書又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面(課税に至っていない場合には、課税を受けるに至ると認められる事情の詳細及び当該事情に対する申立書又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面)
(2) 申立者又はその国外関連者が当該課税について不服申立て又は訴訟を行っている場合には、(1)に掲げる資料に加え、不服申立て又は訴訟を行っている旨及び申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面並びに不服申立書又は訴状の写し
(3) 当該課税が移転価格課税に係るものである場合には、(1)に掲げる資料に加え、当該申立ての対象となる取引の当事者間の直接若しくは間接の資本関係又は実質的支配関係を示す資料
(4) 申立てが租税条約等実施特例省令第13条(双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続)に係るものであり、かつ、租税条約又はこれに付属する政府間の取決めにおいて相互協議を行うに当たり考慮すべき事項が定められている場合には、(1)に掲げる資料に加え、その定められている事項に関する資料
(5) 申立者又はその国外関連者が相手国等の権限ある当局に相互協議の申立てを行っている場合には、その旨を証する書類の写し
(6) その他協議の参考となる資料

5 この申立書に添付する書類のうち外国語のものについては、日本語訳を添付してください。

6 国税庁相互協議室への連絡

- (1) この申立書又は添付書類その他の提出資料に誤り又は重要な変更があった場合には、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。
(2) 相手国等における課税処分、不服審査又は事前確認審査の進ちょく状況等については、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。

7 その他

- (1) 国税庁相互協議室では、相互協議の申立てについての事前相談に応じています(連絡先:相互協議第一係:03-3581-5451(代表))。
(2) 相互協議は、平成13年6月25日付官協1-39他7課共同「相互協議の手続について」(事務運営指針)により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手でき、また、国税庁のホームページ(http://www.nta.go.jp)でも閲覧できます。



改正後	改正前
<p style="text-align: center;">納税の猶予申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、租税特別措置法第 66 条の 4 の 2 《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》又は同法第 68 条の 88 の 2 《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》の規定に基づき、内国法人が租税条約の規定に従って、国税庁長官に対し、相互協議の申立てをした場合（外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てをした場合を含みます。）に、当該相互協議の申立てに係る租税特別措置法第 66 条の 4 《国外関連者との取引に係る課税の特例》第 17 項第 1 号及び同項第 3 号又は同法第 68 条の 88 《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例》第 18 項第 1 号及び同項第 3 号の更正決定により納付すべき法人税の額及び地方法人税の額（当該相互協議の申立てに係る相手国等の権限ある当局との間の相互協議の対象となるものに限ります。）並びに当該法人税の額及び当該地方法人税の額に係る加算税の額として租税特別措置法施行令第 39 条の 12 の 2 《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等》又は同令第 39 条の 112 の 2 《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等》又は同令第 39 条の 112 の 2 《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等》に定めるところにより計算した金額を限度として、その納期限（納税の猶予の申請が当該納期限後であるときは当該申請の日）から、相互協議の合意に基づく更正があった日<sup>㊟</sup>の翌日から 1 月を経過する日までの期間について、納税の猶予の申請を行うときに使用します（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」という。）第 63 条《復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等》第 12 項により、租税特別措置法第 66 条の 4 の 2 の規定が、復興財源確保法第 63 条第 8 項第 1 号に掲げる更正決定により納付すべき復興特別法人税の額及び当該復興特別法人税の額に係る加算税の額について準用される場合を含みます。）。</p> <p><sup>㊟</sup> 相互協議の終了等により、合意に基づく更正がない場合等の猶予期間の終期は、国税庁長官がその旨を通知した日の翌日から 1 月を経過する日となります。</p> <p>2 納税の猶予の申請に当たっては、申請者の納税地の所轄税務署長（国税局長に国税通則法第 43 条《国税の徴収の所轄庁》第 3 項の徴収の引継ぎがされているときは、当該国税局長）に、この申請書 2 部（正本及びその写し）及び 4 に掲げる添付書類 2 部を提出するとともに、納税の猶予に係る金額に相当する担保を提供してください。</p> <p>3 各欄の記載は次によります。</p> <p>(1) 納税の猶予申請の根拠条文については、必要のない条項を二重線で抹消してください。</p> <p>(2) 「申請者」欄は、納税の猶予を受けようとする法人の名称、所在地（その納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、名称及び納税地並びにその本店又は主たる事務所の所在地）、法人番号及び代表者名を記載してください。</p> <p>(3) 「更正決定により納付すべき法人税等の額」欄は、相互協議の申立てに係る租税特別措置法第 66 条の 4 第 17 項第 1 号及び同項第 3 号又は同法第 68 条の 88 第 18 項第 1 号及び同項第 3 号の更正決定に係る法人税及び地方法人税の年度、納期限及び金額を記載し、備考欄にその法人税及び地方法人税の事業年度を記載してください。</p> <p>(4) 「上記のうち納税の猶予を受けようとする金額」欄は、(3)の金額のうち納税の猶予を受けようとする法人税及び地方法人税の年度、納期限及び金額を記載し、備考欄にその法人税及び地方法人税の事業年度を記載してください。</p> <p>(5) 「担保」欄には、納税の猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする国税通則法第 50 条各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名又は名称及び住所又は居所（事務所及び事業所を含む。））その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）を記載してください。</p> <p>4 この申請書には次の資料を添付してください。</p> <p>(1) 相互協議の申立てをしたことを証する書面（相手国等の権限ある当局に相互協議を申し立てている場合には、当該申立ての日本語訳を添付してください。）</p> <p>(2) 納税の猶予を受けようとする金額が租税特別措置法第 66 条の 4 第 17 項第 1 号及び同項第 3 号又は同法第 68 条の 88 第 18 項第 1 号及び同項第 3 号に掲げる更正決定により納付すべき法人税及び地方法人税の額であること及び当該法人税及び地方法人税の額が相互協議の対象となるものであることを明らかにする書類</p> <p>5 納税の猶予期間中は、納税証明書その 3（未納税額のない証明）を発行することはできません。</p>	<p style="text-align: center;">納税の猶予申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、租税特別措置法第 66 条の 4 の 2 《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》又は同法第 68 条の 88 の 2 《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》の規定に基づき、内国法人が租税条約の規定に従って、国税庁長官に対し、相互協議の申立てをした場合（外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てをした場合を含みます。）に、当該相互協議の申立てに係る租税特別措置法第 66 条の 4 《国外関連者との取引に係る課税の特例》第 17 項第 1 号及び同項第 3 号又は同法第 68 条の 88 《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例》第 18 項第 1 号及び同項第 3 号の更正決定により納付すべき法人税の額及び地方法人税の額（当該相互協議の申立てに係る相手国等の権限ある当局との間の相互協議の対象となるものに限ります。）並びに当該法人税の額及び当該地方法人税の額に係る加算税の額として租税特別措置法施行令第 39 条の 12 の 2 《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等》又は同令第 39 条の 112 の 2 《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等》又は同令第 39 条の 112 の 2 《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等》に定めるところにより計算した金額を限度として、その納期限（納税の猶予の申請が当該納期限後であるときは当該申請の日）から、相互協議の合意に基づく更正があった日<sup>㊟</sup>の翌日から 1 月を経過する日までの期間について、納税の猶予の申請を行うときに使用します（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」という。）第 63 条《復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等》第 12 項により、租税特別措置法第 66 条の 4 の 2 の規定が、復興財源確保法第 63 条第 8 項第 1 号に掲げる更正決定により納付すべき復興特別法人税の額及び当該復興特別法人税の額に係る加算税の額について準用される場合を含みます。）。</p> <p><sup>㊟</sup> 相互協議の終了等により、合意に基づく更正がない場合等の猶予期間の終期は、国税庁長官がその旨を通知した日の翌日から 1 月を経過する日となります。</p> <p>2 納税の猶予の申請に当たっては、申請者の納税地の所轄税務署長（国税局長に国税通則法第 43 条《国税の徴収の所轄庁》第 3 項の徴収の引継ぎがされているときは、当該国税局長）に、この申請書 2 部（正本及びその写し）及び 4 に掲げる添付書類 2 部を提出するとともに、納税の猶予に係る金額に相当する担保を提供してください。</p> <p>3 各欄の記載は次によります。</p> <p>(1) 納税の猶予申請の根拠条文については、必要のない条項を二重線で抹消してください。</p> <p>(2) 「申請者」欄は、納税の猶予を受けようとする法人の名称、所在地（その納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、名称及び納税地並びにその本店又は主たる事務所の所在地）及び代表者名を記載してください。</p> <p>(3) 「更正決定により納付すべき法人税等の額」欄は、相互協議の申立てに係る租税特別措置法第 66 条の 4 第 17 項第 1 号及び同項第 3 号又は同法第 68 条の 88 第 18 項第 1 号及び同項第 3 号の更正決定に係る法人税及び地方法人税の年度、納期限及び金額を記載し、備考欄にその法人税及び地方法人税の事業年度を記載してください。</p> <p>(4) 「上記のうち納税の猶予を受けようとする金額」欄は、(3)の金額のうち納税の猶予を受けようとする法人税及び地方法人税の年度、納期限及び金額を記載し、備考欄にその法人税及び地方法人税の事業年度を記載してください。</p> <p>(5) 「担保」欄には、納税の猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする国税通則法第 50 条各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名又は名称及び住所又は居所（事務所及び事業所を含む。））その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）を記載してください。</p> <p>4 この申請書には次の資料を添付してください。</p> <p>(1) 相互協議の申立てをしたことを証する書面（相手国等の権限ある当局に相互協議を申し立てている場合には、当該申立ての日本語訳を添付してください。）</p> <p>(2) 納税の猶予を受けようとする金額が租税特別措置法第 66 条の 4 第 17 項第 1 号及び同項第 3 号又は同法第 68 条の 88 第 18 項第 1 号及び同項第 3 号に掲げる更正決定により納付すべき法人税及び地方法人税の額であること及び当該法人税及び地方法人税の額が相互協議の対象となるものであることを明らかにする書類</p> <p>5 納税の猶予期間中は、納税証明書その 3（未納税額のない証明）を発行することはできません。</p>

改正後

別紙様式7

仲裁要請書

※ 整理番号  
※ 連結グループ整理番号

平成 年 月 日  国税庁長官 殿	親法人	(フリガナ)	
	□ □ 連 単	法人名又は氏名	印
		法人番号又は個人番号	<small>個人番号の記載に当たっては、左欄の欄とし、ここから記載してください。</small>
	結 体	納 税 地	〒 - ( 局 署)
		(フリガナ)	
	親 法 人	法人の代表者氏名	印
		(フリガナ)	
		責任者氏名	(役職名) 電話 ( ) - (内線 )
	相互協議申立書提出年月日		平成 年 月 日
	租税条約の規定に基づき、仲裁の要請を行います。		
連 結 子 法 人	(フリガナ)		
	法 人 名		
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 - ( 局 署)	
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
責任者氏名	(役職名) 電話 ( ) -		
相互協議の相手国等			
国 外 関 連 者	名 称		
	本店所在地		
	相手国等での相互協議申立ての有無	<input type="checkbox"/> 有 (西暦 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無	
仲 裁 の 要 請 の 対 象 事 項 及 び 年 度	仲 裁 の 要 請 は、	<input type="checkbox"/> 相互協議申立事項の全部を対象とします。 <input type="checkbox"/> 相互協議申立事項の一部を対象とします。	
	(相互協議申立事項の一部を対象とする場合の仲裁の要請の対象とする事項及び年度に関する説明)		

改正前

別紙様式7

仲裁要請書

※ 整理番号  
※ 連結グループ整理番号

平成 年 月 日  国税庁長官 殿	親法人	(フリガナ)		
	□ □ 連 単	法人名又は氏名	印	
		納 税 地	〒 - ( 局 署)	
	結 体	(フリガナ)		
		法人の代表者氏名	印	
	親 法 人	(フリガナ)		
		責任者氏名	(役職名) 電話 ( ) - (内線 )	
		相互協議申立書提出年月日		平成 年 月 日
	租税条約の規定に基づき、仲裁の要請を行います。			
	連 結 子 法 人	(フリガナ)		
法 人 名				
本店又は主たる事務所の所在地		〒 - ( 局 署)		
(フリガナ)				
代表者氏名				
責任者氏名	(役職名) 電話 ( ) -			
相互協議の相手国等				
国 外 関 連 者	名 称			
	本店所在地			
	相手国等での相互協議申立ての有無	<input type="checkbox"/> 有 (西暦 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無		
仲 裁 の 要 請 の 対 象 事 項 及 び 年 度	仲 裁 の 要 請 は、	<input type="checkbox"/> 相互協議申立事項の全部を対象とします。 <input type="checkbox"/> 相互協議申立事項の一部を対象とします。		
	(相互協議申立事項の一部を対象とする場合の仲裁の要請の対象とする事項及び年度に関する説明)			

改正後

(次葉)

仲裁の要請の対象となる所得金額等				
対象となる課税年度	円貨による表示 (我が国課税及び相手国課税の場合)		相手国通貨による表示 (相手国課税の場合)	
	所得金額	税額	所得金額	税額
西暦 年 月 日 ~ 年 月 日 . . . .	百万円	百万円	通貨単位	通貨単位
合計				

仲裁の要請の対象となる事項についての不服申立て又は訴えの状況			
不服申立て又は訴えの提起先	申立て又は提起の日	現在の状況	裁決又は判決等がない旨
我が国 .	西暦 年 月 日 .		<input type="checkbox"/> 裁決又は判決はありません。
相手国等 .	西暦 年 月 日 .		<input type="checkbox"/> 我が国における裁決又は判決に相当するものはありません。

(その他参考となるべき事項)

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

税理士署名押印	印
---------	---

※相互協議室処理欄	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類
	整理番号			個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( )
	備考			

改正前

(次葉)

仲裁の要請の対象となる所得金額等				
対象となる課税年度	円貨による表示 (我が国課税及び相手国課税の場合)		相手国通貨による表示 (相手国課税の場合)	
	所得金額	税額	所得金額	税額
西暦 年 月 日 ~ 年 月 日 . . . .	百万円	百万円	通貨単位	通貨単位
合計				

仲裁の要請の対象となる事項についての不服申立て又は訴えの状況			
不服申立て又は訴えの提起先	申立て又は提起の日	現在の状況	裁決又は判決等がない旨
我が国 .	西暦 年 月 日 .		<input type="checkbox"/> 裁決又は判決はありません。
相手国等 .	西暦 年 月 日 .		<input type="checkbox"/> 我が国における裁決又は判決に相当するものはありません。

(その他参考となるべき事項)

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

税理士署名押印	印
---------	---

※相互協議室処理欄	整理番号	備考
-----------	------	----

改正後

仲裁要請書の記載要領等

1 この要請書は、租税条約の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵・自治省令第1号）第12条《租税条約の規定に適合しない課税に対する申立ての手続》第3項又は第4項の規定に従って、我が国の居住者、内国法人又は日本国籍を有する非居住者が、我が国の権限ある当局に仲裁の要請を行うときに使用します。

2 仲裁の要請に当たっては、この要請書1部を、国税庁相互協議室に提出してください。なお、仲裁の要請は、租税条約の規定に基づき我が国の権限ある当局に申立てられた事案が相手国等の権限ある当局に対して提示された日から2年を経過した日から行うことができます。

3 各欄の記載は次によります。

(1) 「要請法人」欄は、要請者が法人である場合のみ、「単体法人」又は「連結親法人」のいずれかひとつを選択し、「レ」印等を記載してください。連結法人にかかると申立人は「連結親法人」となります。

(2) 「法人番号又は個人番号」欄には、要請者の法人番号又は個人番号を記載してください。

(3) 「責任者氏名」欄は、この要請に係る責任者の氏名及び電話番号を記載してください。

(4) 仲裁の要請の対象となる取引の当事者が「連結子法人」であるときには、「連結子法人」欄に、当該連結子法人の本店所在地、法人名等を記載してください。

「連結法人」と「要請法人」との関係は、以下の通りとなります。「連結子法人」が複数ある場合には、適宜の用紙に記載してください。

対象取引の当事者	「要請法人」欄	「連結子法人」欄
連結親法人	連結親法人	記載不要
連結子法人		要記載

(5) 「国外関連者」欄には、この仲裁の要請が移転価格課税に係るものである場合に当該移転価格課税に係る国外関連者について記載してください。「国外関連者」が複数ある場合には、適宜の用紙に記載してください。

(6) 「仲裁の要請の対象事項及び年度」欄は、仲裁の要請の対象事項及び年度として該当するいずれかの□欄に「レ」印を付した上、相互協議申立事項の一部を対象とする場合には、仲裁の要請の対象とする事項及び年度に関する説明を記載してください（なお、本欄については英訳文も併記してください）。

(7) 「仲裁の要請の対象となる所得金額等」欄は、仲裁の要請が相互協議申立事項の一部を対象とする場合に、我が国又は相手国等における課税により増加した所得金額及び税額（その事案が源泉徴収に関するものである場合には、源泉徴収対象金額及び税額、以下同じ。）を事業年度（年分）ごとに区分して記載してください。

なお、源泉所得税額については金額の頭部に「(原)」と表示してください。

(注) この要請が相手国等における課税に係るものである場合には、その課税により増加する所得金額及び税額を事業年度終了の日（個人にあつては、その年の12月31日）における外国為替銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値により円換算し、その円換算額を相手国等通貨による金額と併せて記載してください。

(8) 「仲裁の要請の対象となる事項についての不服申立て又は訴えの状況」欄は、仲裁の要請の対象となる事項について、要請者又はその国外関連者が当該課税について不服申立て又は訴えの提起をしている場合に、この要請書を提出した日の現況に基づいて不服申立て又は訴えの状況を記載してください。なお、「不服申立て又は訴えの提起先」欄には、該当する行政不服審判所又は裁判所の名称を記載してください。

また、仲裁の要請は、裁決又は判決（相手国等における当該裁決又は判決に相当するものを含む。）が既にあった場合は行うことができません。裁決又は判決がないことを確認し、「裁決又は判決等がない旨」欄の該当箇所それぞれ「レ」印等を記載してください。

4 国税庁相互協議室への連絡

(1) この要請書に誤り又は重要な変更があった場合には、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。

(2) この要請書を提出してから我が国又は相手国等における不服申立て又は訴えの状況に変化があった場合には、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。

5 その他

国税庁相互協議室では、仲裁の要請についての事前相談に応じています（連絡先：相互協議第一係：03-3581-5451（代表））。

改正前

仲裁要請書の記載要領等

1 この要請書は、租税条約の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵・自治省令第1号）第12条《租税条約の規定に適合しない課税に対する申立ての手続》第3項又は第4項の規定に従って、我が国の居住者、内国法人又は日本国籍を有する非居住者が、我が国の権限ある当局に仲裁の要請を行うときに使用します。

2 仲裁の要請に当たっては、この要請書1部を、国税庁相互協議室に提出してください。なお、仲裁の要請は、租税条約の規定に基づき我が国の権限ある当局に申立てられた事案が相手国等の権限ある当局に対して提示された日から2年を経過した日から行うことができます。

3 各欄の記載は次によります。

(1) 「要請法人」欄は、要請者が法人である場合のみ、「単体法人」又は「連結親法人」のいずれかひとつを選択し、「レ」印等を記載してください。連結法人にかかると申立人は「連結親法人」となります。

(2) 「責任者氏名」欄は、この要請に係る責任者の氏名及び電話番号を記載してください。

(3) 仲裁の要請の対象となる取引の当事者が「連結子法人」であるときには、「連結子法人」欄に、当該連結子法人の本店所在地、法人名等を記載してください。

「連結法人」と「要請法人」との関係は、以下の通りとなります。「連結子法人」が複数ある場合には、適宜の用紙に記載してください。

対象取引の当事者	「要請法人」欄	「連結子法人」欄
連結親法人	連結親法人	記載不要
連結子法人		要記載

(4) 「国外関連者」欄には、この仲裁の要請が移転価格課税に係るものである場合に当該移転価格課税に係る国外関連者について記載してください。「国外関連者」が複数ある場合には、適宜の用紙に記載してください。

(5) 「仲裁の要請の対象事項及び年度」欄は、仲裁の要請の対象事項及び年度として該当するいずれかの□欄に「レ」印を付した上、相互協議申立事項の一部を対象とする場合には、仲裁の要請の対象とする事項及び年度に関する説明を記載してください（なお、本欄については英訳文も併記してください）。

(6) 「仲裁の要請の対象となる所得金額等」欄は、仲裁の要請が相互協議申立事項の一部を対象する場合に、我が国又は相手国等における課税により増加した所得金額及び税額（その事案が源泉徴収に関するものである場合には、源泉徴収対象金額及び税額、以下同じ。）を事業年度（年分）ごとに区分して記載してください。

なお、源泉所得税額については金額の頭部に「(原)」と表示してください。

(注) この要請が相手国等における課税に係るものである場合には、その課税により増加する所得金額及び税額を事業年度終了の日（個人にあつては、その年の12月31日）における外国為替銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値により円換算し、その円換算額を相手国等通貨による金額と併せて記載してください。

(7) 「仲裁の要請の対象となる事項についての不服申立て又は訴えの状況」欄は、仲裁の要請の対象となる事項について、要請者又はその国外関連者が当該課税について不服申立て又は訴えの提起をしている場合に、この要請書を提出した日の現況に基づいて不服申立て又は訴えの状況を記載してください。なお、「不服申立て又は訴えの提起先」欄には、該当する行政不服審判所又は裁判所の名称を記載してください。

また、仲裁の要請は、裁決又は判決（相手国等における当該裁決又は判決に相当するものを含む。）が既にあった場合は行うことができません。裁決又は判決がないことを確認し、「裁決又は判決等がない旨」欄の該当箇所それぞれ「レ」印等を記載してください。

4 国税庁相互協議室への連絡

(1) この要請書に誤り又は重要な変更があった場合には、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。

(2) この要請書を提出してから我が国又は相手国等における不服申立て又は訴えの状況に変化があった場合には、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。

5 その他

国税庁相互協議室では、仲裁の要請についての事前相談に応じています（連絡先：相互協議第一係：03-3581-5451（代表））。